

# 農業ひろさき

2024年2月1日 (第216号)

(令和6年2月1日)

編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104



## 農業委員・農地利用最適化推進委員

### 連携地区研修会

市農業委員会（成田繁則会長）は、昨年12月に連携地区研修会を開催しました。

当研修会は、農業委員と農地利用最適化推進委員の地区における連携などを目的として地区毎に開催しています。

今回は、「農業経営意向調査に係る戸別訪問」を前に、調査方法を確認するとともに、訪問対象の分担等について話し合ったほか、農業委員会活動に使用するタブレット端末の操作方法についての研修を行いました。



研修会の様子

## 有害鳥獣対策に係る要望書を市長に提出



東目屋地区の要望書提出

クマの出没や農作物被害の増加を受け、市に対し有害鳥獣対策の推進を求める要望書が、12月14日に東目屋地区町会長会議及び東目屋地区農作物被害対策協議会から、12月15日に一野渡町会、大和

沢町会、狼森町会、一大地区鳥獣害被害対策協議会からそれぞれ市長に提出されました。

市長からは、「皆さんの声をしっかりと受け止め、対応を検討させていただきます。」との回答がありました。

一野渡町会、大和沢町会、狼森町会、一大地区の要望書提出



## 令和6年産米の生産数量目安について

先般、県から提示された弘前市の令和6年産米の生産数量目安は15,687トン（令和5年産目安比+2%）です。

生産者や集荷業者・団体は、国が策定する主食用米の全国の需給見通しや国が提供するきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等を踏まえ、自主的な経営判断により、需要に応じた生産・販売に取り組むこととされています。令和6年産の営農計画に当たっては、生産数量目安も経営判断の材料の一つとしてご活用ください。

■問い合わせ先 農政課農産係  
(市役所前川本館3階)

☎40-0504



## アライグマ被害防除対策講習会

近年、アライグマによる農作物などへの被害が急増しているため、アライグマの生態や捕獲方法等について講習会を開催します。受講した方は、狩猟免許の資格がなくてもアライグマの捕獲ができるようになります。

◆日時 令和6年2月19日(月)

午前10時30分～午後0時30分

◆場所 ヒロロ4階 市民文化交流館ホール

(駅前町9-20)

◆受講料 無料

◆申込締切 2月15日(木)午後5時まで

■問い合わせ・申込先 農村整備課鳥獣対策係  
(市役所前川本館3階)

☎40-4155



# 農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請「仮受付中」

令和6年4月以降の免税軽油に係る免税軽油使用者証・免税証の交付申請を、次のとおり「仮受付」しています。  
令和6年度税制改正による免税軽油制度の延長が正式な交付の条件となりますので、あらかじめご了承ください。  
なお、免税軽油使用者証・免税証の交付は、令和6年4月以降となります。

- ◆受付時間 午前8時45分～午後5時00分(土・日・祝日を除く)
- ◆受付場所 中南地域県民局県税部 弘前合同庁舎(弘前市蔵主町4) 本館2階
- ◆必要書類等 (申請書等の用紙は、県税部及び農協各支店に用意しています。)



書 類	申 請 区 分					書 換
	新規	更新	継続	再交付		
1 簡易書留封筒(444円分切手貼付)	○	○	○			
2 免税軽油使用者証(共同)交付申請書	○	○				
3 免税軽油使用者証書換・再交付申請書				○	○	
4 譲渡(販売)証明書 ※1	○	△				△
5 誓約書	○	○				
6 400円分の県証紙貼付の県税関係証明等原簿	○	○		○	○	
7 免税証交付申請書	○	○	○			
8 免税軽油所要数量計算書	○	○	○			
9 農業委員会発行の耕作証明書	○	○	○			
10 定款・規約・商業登記簿謄本 ※2	△					
11 組合員名簿 ※3	△	△	△			
12 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書 ※4	△	△	△			
13 前回交付の免税軽油使用者証		○	○			
14 免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書等添付)		○	○			
15 免税軽油使用者証亡失届				○		

- …提出必須
- △…※1～4をご覧ください、該当する方は提出必要
- ※1 機械を追加、入替する場合
- ※2 法人、組合名義の場合
- ※3 組合名義で、耕作証明書に組合員全員の氏名の記載がない場合
- ※4 提出期限の特例を受けようとする場合

■問い合わせ先  
中南地域県民局県税部  
☎32-1131  
(内線228・378)



農地の受け手・出し手募集中! 詳しくは農業委員会事務局まで

## 不正軽油は断固拒否!

不正軽油とは、脱税を目的として、軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。

不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。



— 不正軽油の撲滅にご協力をお願いいたします —

■問い合わせ先 中南地域県民局県税部  
☎32-1131  
(内線228・378)

## りんご園等改植事業(令和6年春・秋植え分)

市では、りんごや特産果樹の改植事業(令和6年春・秋植え分)の要望受付を行います。補助事業の活用をお考えの方は下記期間内に申し込みください。

◆申込期間 2月5日(月)～2月22日(木)

※事業内容の詳細は、農業ひろさき

1月号をご覧くださいか、下記へお問い合わせください。

(農業ひろさき1月号QRコード)

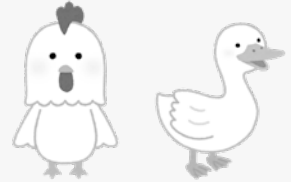


■問い合わせ・申込先 りんご課生産振興係  
(市役所前川本館3階)  
☎40-7105

# 家畜(鶏含む)飼養者の皆様へ 定期報告の時期になりました

家畜伝染病予防法では、家畜(鶏を含む)飼養者は毎年定期報告することが義務付けられています。報告対象の家畜の飼養者は忘れずに報告をしてください。

- ◆報告対象 ①鶏(青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八など含む)、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう  
②鳥類以外(牛、馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、鹿)
- ◆報告内容 令和6年2月1日時点の頭羽数
- ◆報告様式 「定期報告書」様式を該当者へ郵送します。また、つがる家畜保健衛生所ホームページにも掲載しています。  
今年度から家畜を飼養した人は、同所ホームページから様式をダウンロードするか、郵送を希望する場合は、農政課に連絡してください。
- ◆提出方法 3月1日(金・必着)までに、農政課(〒036-8551 弘前市上白銀町1-1 市役所前川本館3階)へ郵送または持参してください。
- 問い合わせ先 西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所  
☎0173-42-2276  
農政課農産係 ☎40-0504



「農地中間管理事業」

農地の集約化・規模拡大を支援します!

## 食と農を楽しむイベント 「第48回生活技術発表展」

農村女性と消費者が活動や生活技術などを交換しあう発表展を開催します。皆様の御来場をお待ちしています。

- ◆日時 2月20日(火) 午前11時~午後2時
- ◆場所 ヒロコ3階イベントスペース(駅前町9-20)
- ◆内容 テーマ「知恵を活かし、生活のリノベーションを楽しもう!」  
・講演「念願の神職! 空き家を活用したカフェも開業」  
講師 中畑鎮座 稻荷神社 権禰宜(ごんねぎ) 兼カフェ「めやーばのやかた」代表 石戸谷 寛子氏  
・リフォーム作品や農作業着等のファッションショー  
・参加団体による農村の暮らしを楽しむ活動や商品の紹介

■問い合わせ先 中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 ☎33-4821



参加団体の加工品等の紹介(過去の様子)

## 令和5年度 りんご栽培講座

- ◆日時 令和6年3月5日(火)~6日(水)  
午前10時~正午  
午後1時30分~3時30分
- ◆場所 市りんご公園(清水富田字寺沢125) 「りんごの家」2階研修室・園地
- ◆内容 りんごの剪定(実技あり)、病害虫の防除などを予定。
- ◆講師 青森県りんご協会
- ◆受講料 無料
- ◆定員 30名  
(原則、2日間受講できる方で、事前申込が必要)
- ◆注意事項 ①筆記用具は持参してください。  
②園地での実習も予定しているため、防寒対策をお願いします。  
③天候等により、講座日程を変更する場合があります。

■問い合わせ・申込先 市りんご公園 ☎36-7439



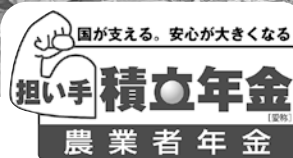
## 「弘前市りんご公園 ウィンターフェスティバル」

- ◆日時 令和6年2月3日(土)~25日(日)までの土日祝  
午前10時~午後3時  
※イベントごとに開催日時が異なります。
- ◆場所 市りんご公園(清水富田字寺沢125)
- ◆内容 雪中りんご探しゲーム、昭和の遊び体験などを予定。

■問い合わせ先 市りんご公園 ☎36-7439



# 農業者年金 新規加入者の声



## ～節税効果に大きな魅力～ 大沢 小田桐武志(51歳)さん



令和4年9月に農業者年金に加入した小田桐武志さんをご紹介します。

小田桐さんは、現在大沢地区でりんご180アール、米70アールを耕作しています。2019年から農地利用最適化推進委員を務めており、委員として活動する中で、農業者年金の加入推進活動も行っています。「農業者に勧めるからには、自身でも加入するべきではないか」と考え、加入を検討したそうです。加入に至った決め手は、農業者年金は掛金の全額が社会保険料控除の対象となることでした。一般の個人年金は全額所得控除にはならないため、節税効果はあまり見込めないことに加え、最近りんごの価格も高いことで、支払う税金も増えているので、「全額社会保険料控除の対象となることが大変助かっている」と話していました。

また、農業者年金は支払いが困難な際には最低2万円まで減額できる点や、途中で脱退し、余裕ができた時にまた再加入することができる点にも魅力を感じたそうです。

小田桐さんは、「今後も農地利用最適化推進委員としての活動をしていくなかで、農業者の皆さんに農業者年金の魅力伝えていきたい」と述べていました。



## 農業者年金経営移譲年金受給と農業所得申告

農業所得の申告時期が近づいてきました。後継者へ農業経営を移譲し、経営移譲年金を受給している方は、農業所得に係る申告を後継者名義で行う必要があります。

受給者の名義で申告した場合、経営移譲年金が支給停止となりますので、確認のうえで申告してください。

(※特例付加年金の場合も同様です。なお、老齢年金のみの受給者は支給停止の心配はありません。)

■問い合わせ先 農業委員会総務係 (市役所前川本館3階)  
☎40-7104

## 雪害防止対策に努めましょう

雪によるりんご樹の枝折れ等の被害を防止するため、下記の対策に努めてください。

### <積雪期間中の対策>

- ◆普通台樹(丸葉)
  - ・冠雪による被害防止のため、樹に積もった雪を下ろす
  - ・雪中の枝先は、雪が新しいうちに抜き上げる
  - ・融雪期に入ったら随時見回り、枝を引き上げる
  - ・雪の沈降によって裂開及び折損しそうな枝で不要なものは、早めに剪去する
- ◆わい性台樹(わい化)
  - ・枝の堀上げを行う
  - ・下枝部分の雪を踏み固める
- ◆融雪促進剤の利用
  - ・事前に融雪促進剤を園地に運搬しておく
  - ・2月上旬以降、積雪状況を見ながら数回にわたり、晴天が数日続く日を選んで融雪促進剤を散布する



■問い合わせ先 りんご課生産振興係  
(市役所前川本館3階)  
☎40-7105

## 農地流動化情報は、市のホームページからも情報提供!

農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地解消対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。



🔍 農業・商業・観光 > 農業情報 > 農地に関すること > 農地流動化情報

## 「清水森ナンバ」を栽培してみませんか

弘前在来トウガラシ「清水森ナンバ」を栽培する新規会員を募集しています。なお、健康な土で高品質なナンバを栽培するために、栽培を始める前に土壌診断をする必要があります。

■問い合わせ先 在来津軽「清水森ナンバ」ブランド確立研究会事務局  
(青森県特産品センター内:中村さん、檜山さん、佐々木さん)  
☎39-1811